

インタラクティブ配信による原盤権に係る許諾に関する基本契約書

_____ (以下、甲といいます) と Denovation 株式会社 (以下、乙といいます) とは、甲が著作権を管理するデジタルコンテンツ作品著作权物 (以下「作品著作权」といいます) を、デジタル化されたネットワーク環境において使用することについて (以下、インタラクティブ配信といいます)、以下のとおり契約を締結します。

第1条 (利用許諾)

甲は乙に対し、乙が作品著作权をパーソナルコンピュータ (以下、パソコンといいます)、コンパクトメディアプレイヤー (以下、コンパクトプレイヤーといいます)、携帯電話用のデータ (以下、携帯向けデータといいます) として、ネットワークを介してパソコン、コンパクトプレイヤー、携帯電話に自動公衆送信 (送信可能化を含む) して使用することを独占的に許諾するものとする。

第2条 (契約の条件)

甲が未成年の場合、法定代理人 (通常は親) の同意を得るものとします。

2 甲は、作品著作权に関して2次的利用をする場合、権利者 (著作権者、原盤権利者、レーベル、アーティストメンバー) の全員から本契約に関して承諾を得ているものとする。

3 甲の、作品著作权に関して、著作者が著作権管理団体 (JASRAC、e-license 等) と契約を行っている場合は、甲にて著作権管理団体と別途契約し乙は、著作権管理団体の提示する著作権使用料を販売代金から徴収されることに同意するものとする。

第3条 (利用許諾の譲渡禁止・重複契約禁止・違約金支払)

乙は、前条の許諾に係る本原盤を利用する権利を第三者に譲渡することはできないものとする。

2 本契約締結後、甲はいかなるレーベル (企業、団体、個人問わず) と本契約と同様の原盤権に係る許諾契約に重複契約しないものとする。本契約締結後、これらの事実が判明した場合、甲は乙に対して乙に与えた損害の全てを違約金として支払うものとする。

3 違約金については、乙の定める規定により算出された金額とし、甲は乙から請求された違約金に対して異議を申し立てないものとする。

第4条 (利用範囲)

本契約は、作品著作权のインタラクティブ配信とプロモーションに関連する以下の内容に限定されるものとする。

2 作品著作权に関して、甲と乙との共同広告宣伝や販売促進を目的とし、以下の情報、

内容物を甲の同意のもと乙が利用できるものとする。

- (1) アーティスト名、肖像（アーティスト画像、ライブ画像）、プロフィール等
- (2) 楽曲や題名、歌詞等の楽曲に関連する情報
- (3) 作品著作物のサンプル物（楽曲音源データの場合は45秒以内の試聴用音源）
- (4) 公共電波（TV、ラジオ、デジタルデータ放送、ワンセグ情報）や出版記事、インターネットマガジンなどの広告宣伝効果の高い媒体で広報活動

第5条（同一性保持権）

乙は、本原盤の利用にあたり、本原盤に収録されている実演を変更、切除、その他改変するなどして、実演家の同一性保持権を侵害しないように留意するものとし、乙は甲に対し、事前に本データを提供して、甲の承諾を得るものとする。

第6条（販売価格）

甲は、作品著作物の販売価格を有料か無料配信のいずれかを選択できるものとする。

2 甲は、作品著作物の販売価格を作品著作物の種類に沿って甲の指定する価格体系に合わせて自由に設定可能とする。

3 甲が、定めた販売価格を超える販売価格で購入された場合は、超過分全てが甲に対して支払われるものとする。

第7条（原盤使用料）

乙は甲に対し、第1条に規定する本原盤の使用許諾の対価として、当社規定に基づいて算出した原盤使用料を支払うものとする。なお、原盤使用料にはアーティスト、プロデューサー等、本原盤の制作に関与した者のすべての対価が含まれているものとする。

第8条（報告）

乙は甲に対し、毎月の各月末日を締切日とし、その期間内の利用状況を集計し、その翌月末日までに乙指定の方法にて集計結果を記載した売上報告書を提出するものとする。

第9条（支払方法）

乙は甲に対し、第7条に規定する原盤使用料に消費税を加算した金額を、前条の報告の対象となった締切日の翌々月末日までに甲が指定する銀行口座に現金振込により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2 甲の、作品著作物に関して、著作者が著作権管理団体（JASRAC、e-license等）と契約を行っている作品著作物の場合は、著作権管理団体の提示する著作権使用料を販売代金から控除されるものとする。

3 当月の支払額が5,000円未満の場合は翌月に繰り越しとし、支払額が5,000円を超える場合は、振込手数料を差し引いた金額を甲の申請する所定の口座に振込を行うものとする。

4 5,000円未満の場合であっても、甲からの支払いの請求があった場合は、乙は即座に甲に対して支払いを実行するものとする。

5 支払額が、甲の指定した口座への振込手数料を下回る場合は、甲から支払いの請求があった場合でも、乙は甲に対して支払の実行は行わないものとする。

第10条（閲覧）

甲は乙に対し、第8条の報告内容を確認するために、乙の営業時間内に乙の事業所内において、乙の会計帳簿の本契約に関する部分の閲覧、謄写を請求することができるものとする。

第11条（権利の帰属）

本原盤及び本音源データにかかる著作権法上の一切の権利は甲に帰属するものとする。

第12条（保証）

甲は乙に対し、本原盤の権利者として乙と本契約を締結するに必要かつ十分な権利ならびに能力を保有していることを保証することとする。したがって、万一、第三者より乙に対して、本原盤の利用について何らの権利の主張または異議の申立てがなされた場合は、甲は自己の責任と負担をもってこれを解決し、乙に一切の迷惑や負担を及ぼさないことをここに約束するものとする。

第13条（著作権使用料）

本件原盤に収録された音楽著作物の乙の利用に係る著作権使用料は、甲がこれをすべて負担するものとする。

2 著作権使用料は、販売代金から控除されるものとする。

第14条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から翌年12月31日までとする。但し、本契約の期間満了の30日前までに甲または乙のいずれか一方が相手方に対し、書面による本契約の終了、変更等の意思表示をしない限り、本契約は同一条件で1年間自動的に延長し、以降も同様とする。

第15条（契約終了後の措置）

本契約の終了により、乙は本契約により取得した一切の権利を失う事とする。

2 本契約が終了した場合、乙は甲から貸与された本原盤の複製物を甲に返却し、配信システムに収納された本データを可及的速やかに消去するものとする。

第16条（契約者からの連絡義務）

甲は、契約者名、住所、電子メールアドレス、振込先、本件原盤に関する情報等、本契

約時に提供した情報に変更が生じた場合、当社の指定する方法で遅滞なく乙にその旨通知すると共に、所定の手続きをとるものとする。

2 乙は、甲が前項の手続きを怠ったことにより甲に生じた損害については、一切その責任を負わないものとする。

第17条（本契約の変更）

本契約の修正変更は、書面による甲乙両者の合意がない限り効力を有しないものとする。

第18条（契約違反）

甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができるものとする。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとする。

2 例外として以下の項目に該当すると乙が判断した場合には、何らの催告なしに本契約をただちに解除することができるものとする。

(1) 甲が未成年者であって、本契約の締結について法定代理人（親権者等）の同意を得ていない場合。

(2) 甲が、以前に乙との間の契約を甲の責に帰すべき事由により解除されていることが判明した場合。

(3) 甲が乙の営業妨害をしている、またはそのおそれがあると乙が判断した場合。

(4) 乙の競合他社等が乙の業務内容を調査する目的で契約を行っている、または行おうとしていることが判明した場合。

(5) 甲が本契約に違反し、または本契約を遵守しないことが予測される場合。

(6) 前各項のほか、乙の業務遂行に支障を来たすおそれがあると乙が判断した場合。

(7) 甲が第三者より仮差押、仮処分、競売、または強制執行等を受けた場合。

(8) 甲につき、破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更正手続開始その他これに類する手続に関する申立がある場合。

(9) 甲が財務の状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の兆候がある場合。

(10) 甲が、本契約の締結または履行に際し、不正または虚偽の通知をする等の行為があった場合。

第 19 条（裁判管轄）

本契約に関する一切の係争についての管轄裁判所は、当社本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

第 20 条（信義則）

甲乙両者は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定なき事項ならびに本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第 21 条（解約）

甲が乙との本契約の解除を希望する場合は、解約日の 1 ヶ月前までに乙に対して書面で連絡をするものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲

法廷代理人)

※ 甲が、未成年の場合

乙

〒182-0033 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 3 8 番地 3

Denovation 株式会社

代表取締役 楡田 雅彦